和漢文操

奏表類
教令類
書状類

四

文庫
へ5
686
4

門 剃髮 部 86 巻 4

東京帝國大學圖書之印 坪内雄藏氏寄贈

和漢文撰巻之四

○髮老類

剃髮文

抑後園の吾仲剃髮して遠く因愛の子となり近くは世間の楽を入んとそそのかす人間の妖孫をふ命じたもくと界の輪廻とを人をとらしとんくきたりしこの仏のをしへのまことをしらずしてこのみをたもちすてゝ顛倒して法轉ともゝりはてゝ此世輪廻

明治三十六年十一月五日 坪内雄藏氏寄贈

東苑坊

大倉氏圖書之印

686
4

ゐこう射い人間の孫そうあるとなんと紙屋
師匠そいよちりうやそう紙屋の藩中に善男善女の
御法をやまと大工あり商人あり百姓あり武士も
ゐうて醫者そいをうく必依をうとに貧ゐおき
うて福人をまらふをれう中より紙屋のたんと業の
八法をいとれるもあれいつものを法やつるもいれし念佛
誦経のそあとまきんさいとしたちうて佛のたと
うとまくら家打棄の人たもあるとちると佛さられたい
て第法とをうへ国をとかうう人うは出をとうくそ
和尚をしてあを吾仲よくばんとをうのやいふやうく

ばかりして百阿と合をうてうへか願
如おのをしへとあうをて紙屋の後のあれへ法文故
きう百阿うてをの善人の作をれ。念光の三
ようもかういちんせ智世紙のんをあうて世のあるめ
為をうをへ一かうを人と慢をたんをう人と慢をれ
うをもあうんたをそ世の中此人をう百の行系とあり
法作の面をうれ小音供のあ薬をたくを吸あう
作をくけををうをしたれをもあをもむきおを
作をうををを悪をもをうをもひをうをををあう
ぬをを風祈ををつををををれ。持をうのををてかく

くみちりんも春柳のなびきてやうこゝろかんでせよあれ
いへの歌をよしきゝてもあらず西河とくいさくれども
て仏法も自在にあるまじき●要を来迎のゆへの
やうに弥陀来の浄土とてくしめやい△之寂にた
帰依しありて一文不知の尼入道にあらまし

○註曰△墨最林清規剃髪文ニ流転三界中恩愛不能断
棄恩入無為真実報恩者　△仏経ニ善男子善
女人ト八衆生ヲ称スル勧善ノ詞なり　△禅録ニ之家村重也
禿奴ト八僧山里ノ愚夫ヲ云へり　△墨最林清規得度ノ下ニ
之飯戒ヲ授ル詞ニ師云汝能持不ヤ沙弥云能持ツ

△阿弥陀経ニ四十八ノ誓願アリ細筆ニ及ハス　△教行信證ニ区流
ノ古文アリテ愚禿ノ称號アリ一向門ノ大秘訣なり　△禅語ニ汝只
莫慢人莫見人慢　○西行が世の中を人にかりの松原と
思ふしれもの身をそやとまれ○栖の宿を知れ
念ふも雲の身かおもひそくらてあれ　●白氏文集ニ匹如身
後有何事應向人間無所求　○梓弓ハ剃ノ詞寄なる段
心ノ急多し●白詩ニ墨歌遥向孤雲上聖主来迎落日
前　△清規授戒下ニ誦授飯依三宝語ヲ三遍飯依仏飯依
法飯依僧云々　△一文不知ハ一枚起請ノ詞ニテ四更枝タルノ結語なり
○諺ニ云はきの例の屋誕ありて年竟を愚のごとくに
仏法の洒落といへるも屋中の実を服をつくむ一
されはいきとりて表類を手にて剃髪ハ御すで飯依

なりて今さまの罪を懺悔すと云てこれを道場の
傍にかゝけむ吾仲は文鑑に名録ありて此ちか撰集に
序あり百阿ハ俳諧の名第十首秋ハ今の流俗なり

通夜物語表

渡部狂

世に伊丹比丘尼といふへし大和の国より一ケ所の扶を
称なりて一所女郎のうちの其をしけ三輪にとゝめ置ものに
よりかゝる井関の非しあるなへ其届ちかふるなれとく
万人の民をたすけ引給ふにおもむかさる三輪山の旧記にあり
て千手を垂武の法造営あらまほしく清輔

儀取事なれはこそ国々郡縣之輪の淵非の御訴訟に
会ことなる事の京を見よちりとそうとねまりの宿を何げ
まじくなれはよしなきを思しいか所の情にあちらよあるき世の
あるき風と共ししるる清ちかあらしそはれは詳をいて
かくおもひて御勢もちとまにてる事ち恥ハれハ月清と共の
出入へ花なるのあいしたるかくて法は流の落をとして愛非
の風雅とあらたはんやおもしく我師末若婦ハ此御非の
民すくし下始と作門の所なるに入て一番百中の辞の
中にも儒家の文章とかゝあそひて一以万貫の道の
然し俳諧の談笑にあそひ●一刻千金の光をおしむ

始あるをしらずまくあるをしらず
芭蕉庵の棒ぶりを慶安の春とうまれたるにたらく
我家の子孫をうたれ孔子の十哲あるごとく
武陵に扶風岩葉あれい其角風雪を国の新名し
あるに洛陽に子那尚白あれい去来丈竹を道のまり
さるにて筑紫の庵くに陸奥の来くもを陸と志賀
とうたれあり之れに我所のうたれい武蔵の従来に親矣
して幻住庵の山居を新化の芳と人をあるを芭蕉
庵の撰集に人筆のおよぶをうたれく誘言を
もして孫はをうたをこれ科とかれうと

ゆるしをと弄仲の流れをくして百世の経文にたくく
ひとりを毛利をしや我所の法りと表をに祖義の一道を
天下にかをして減後二千の代なるに七年をに潮南
の木曽寺に一日子向の道義を伝をしに遠近七ケ国
の門弟を伝しに十三年に洛の双林寺に二月向の代道を
のるにあを中国をしるにの流宗をひき
かをを越の国くを奥おのをあをを流をれ
をして武蔵の古門人を感作のををとをうたを
をこれ和の法弟をにくをりにして十七年に俗名の猪と
制をしてをの双林をを遺言をしをを自門他門を

えてはなれて居給ひしあるを近とまれるをこれを連俗の
風雅とも〳〵一山の僧徒をば灯とかゝげて薫香指花
の法養をたくなどとて双樹の林を花の極楽
の荘厳をひらきたるを至歌のまことあらはるゝ法華の
まことあらはれ也けれとも遺物をひきうしなふの儀
とはなるにおよばずして末一つを供仏の料とはすれ二つを
は焼の香とたくをひて百世〳〵香火の因とむすぶを
よ〳〵祖師の累徳をうゝ我仏の成功をうやまふ法を
おこなふ師を敬ふ〳〵ちかきをもてきたるのいにしへ
や我仏の父子と表をとゝ祖師の遺行と物ゝ庵〳〵

〳〵をそなへ白馬の法や二法ともに俗諦中論の筆授をうり
て和漢〳〵世代の日用とあるゝ貞立式と再撰して
右分に法式の所以とをしるしむ二書を我つの大和調
とや以や唐土の聊詔辭とやゝけて我あの大和調
をあらはすをもとゝ源氏枕辰の類ゝ仏書のごとき帝詔
のごとく假名とまちに真名とをのをして
假名しかをむも一字の不用あるをとゝもとゝ殿名
の詩と哉〳〵国法〳〵和訓の韵をのゝをとゝ真名
の詩と制〳〵〳〵漢家〳〵平反の法とかもれたる和物語
此新話とあるをもて古今の新伝とをゝをゝいにしへ餘

は大和聯句といひ求韻の俳諧といひ△辞類なりて和漢の
をしへをと宗祇ハ△引類なれハ古文の不明とてかむへし子
九條も和漢の碩学とめしまして我家の文道といひなりん
とまれハ法式に一字の私なきにすとかなりて彦郷の法
すへき諺して千歳の実をとあふぎ給んや有にと文学
の△歎状まして△東華式なれハ一流の設とけふく△一子録ハ
五倫の交をとくあつそもハ俳諧に△三條の外をもらし
文章に△五條の式とさくめしもまた是を祖翁の△授記
まして遺稿の文秘とて世ニ秘の秘あらんとや聞しや
我郷の言語と表とハ△史記の読言微中より御の所

く御めきひしく御の文倫と和まるゝ時ハあきらかなるハ小説稗
史としへ老子るへ源氏物語とらふもあち△温にして？やゝ
古あるに△腐りしてまうてちり皆虚実の自在より
言語の世ハ用ともまれハ也あらち△我貴ふ者ハと坐新
それも△義言ハ信とやあるしてまる夫子の釘語と認ん
らハ軽口の愛名ハ△誹諧の家にゆつりて彼子△諷諌の
読笑あらんハ今や彦郷の法なくして捨しかく世人の名
と称して三秘の歎状ともすれハいふるや我ほ子とつんえ多
ち玩ひ△あしまさそもすの罪ともらし△よしさいそうす
の功ともうかて遠くも祖翁の道といひたる近くも我

作の法とてとり〜に行へ〜そなたに和歌をとり下りて
師匠といひ伝へ儒仏とやうけ仏諸の世にたとへたる色
時に文保元年の〜二月十二日筆と寶治前の
きく〜きくて此表とかきつる色誠恐頓首謹言

○註曰△毎歩買入ル無序ト八剃髪又ハ前ニアリ △得錄ニ
百發百中ト云ハルヲ多ニ發ト八頓挫ノ飜轉ナリ △論語ニ
吾道一以貫之トアリ方貫ト八一理万通ノ級捷ナリ △詩格ニ春
宵一刻價千金トアリ梅ハ此詞八仏諸八老後ノ樂ト云ル
白居ノ豊題訓ヲ摘ナリ老ノ月日ノ大切ヲ云リ然ニ八發百中
ト飜レ一以万貫ト轉レ筆ヲ換骨ノ顕神ニシテ文法八例ノ
言フニ及ハス百千万ヲ以テ一段ニ作ル字對ノ絶妙ヲ称ス

一キナリ ▲論語ニ四科十哲ノ名錄アリ拳ニ及ハス梅ハ
武洛角ニ枝凡岌蘭子那尚白八有若曾參ノ要アリテ
辟言ハ蕉門ノ補佐ト云ヒ其角岌雪玄来丈艸八子游
子夏ト大アリテ辟言ハ蕉門ノ史令ト云レ △論語類聚
曰無成善無施勞ヲ云ヒ新水ノ旁ト八朝暮ノ費炊ヲ云リ
△論語吾子曰ト言終日不違ハ △二科八佳行ト言語ト文学
トナリ政事八今ノ用ニ非ス梅ハ我師ノ佳行以下ニ二科
ヲ挙ヘキ表文ノ有増ナリ是ヲ本注ノ文法ト知レ ▲假名ノ解ハ
七字ノ謎文ナリ漢ニハ曹娥ノ碑ニ效ヘリ假名ノ解又ハ銘ヲ以テ
本朝ノ始ト云ヘキナリ ▲娑羅双樹ハ天竺ノ香木ナリ今ノ双林寺ニ
竹木アリ ●星歌ノ雲ハ前ニ出タリ ▲孤度貴快ノ角ハ書ニ
出山佛ノ古文アリナ論ノ序辨見ハレ △佛書ニ結ノ香必因ハ

燈香燒灯ノ因縁トシ △老子経ニ曰テ而不居 △祖翁ノ遺稿ト八雜伎遺状ニ又等ノ文故ハ校ハ有ヲ考ヘ[illegible]
跋撰ト アリ貞亨式ハ五秘ノ第一トシ △白馬集ハ俳諧遺訓ナリ四十二條ノ家法アリ滅後ニ其集ヲ掌ニテ白馬経トハ門人ノ称名トシ △貞享式ハ俳諧式目ナリ用捨ニ古今ノ違アリトシ △大和詞ハ二冊アリテ先師ノ新撰ナリ漢土ノ助字ニ和訓ヲ加ヘテ大和真名ノ用トス五変ノ古法ヲ以テ訳セリトシ △辞類引類ハ本朝文鑑ニ細註アリ其題千ニ見ルヘシ △数状ト我身ノ栄ヘ名ヲ数ヘ挙テ官禄ヲ望ム時ノ詔状ナリ数ハ苦官切ナレト撥又ハ大和ノ故実トシ △東花式ハ貞享式ノ附録ニシテ多ハ月花ノ設ナリ △二子録ハ先師ノ家訓ニシテ時宜ノ二字ヲ以テ世法ノ用トセリ △五條法ハ十論ニアリ △五條式ハ文賦ニアリ共ニ

其書ニ見ヘキナリ △授記ノ二字ハ佛経ノ詞ナリ 按スルニ一切経ハ多ハ燈灯佛ノ授記ニシテ例ニ述而不作ト云ヘル聖経ノ辞ヲナレハ多ニモ祖翁ノ授記ト云ヘリ △史記滑稽賛ニ談言微中ト ハ俳諧ハ微細ニ物情ヲ尽シテ言語ノ的中ナルヲ云リ 按スルニ此段ハ五條法ノ結ニ今カラ老若ノ一対ハ字対ト云イ意対ト云イ又ニ筆台ノ絶妙ト称スヘシ △論語ニ君子有心愛聖之儼然命之也温聴其言也厲 △我貢ハ宰我ト子貢トナリ 禅語ニ坐斷天下舌頭トハ人ニロヲ明セス事ナリ △史記ニ孔子誡子貢曰美言傷信慎言哉 按スルニ宰我子貢ハ言語ノ科ニ参ヲカラ折々ニ言語ノ誡ヲ其ハ等ノ懲悪ヲ勧破シテ釘語ハ頓坐ノ絶妙ト称スヘシ △誹諧字トハ中古ノ凡ヲ云リ言偏ト人偏ノ論ハ十論ノ第一段ニ見ルヘシ

△史滑稽ノ贊ニ常ニ以テ談笑ヲ諷諫スト云ヽ諷諫ノ稱美ハ孔子ノ家語ニ出タリ △悪懲罪ヲ善勸功トハ勸善懲悪ノ常語ナカラ変ヲ文章ノ裁断トシテ格ニ倒用スノ絶妙ト稱スヘシ

○俳諧は古来を自家の風聴なりして論さへ師徒と成まゝに似たれば始終ちて彦祢の流跡にまぎりて風雅に生知の名あるものとあらし中頃も我師の之稱とあげて俳道達者の證文となし結語を彦祢の親愛にあやかりて百世の徒先と祢うにかゝれるものとなるらん平素を歎状の古例にゆかりて実に文句の起端と見て実に言語の虚実とさるへきものにもし然らざるのあやまりてすともさるべし誠におそろへて誠にかくむへきにてそて然者の詩詞たるへし

○教令ノ類

驢山公九錫俳諧ノ文　宋袁淑

若乃三軍陸邁糧運艱難謀臣停箕武夫吟嘆爾乃長鳴上黨慨慷應邦崎嶇千里荷囊致餐用捷大勳歷山不刊斯實爾之功也走隨時興晨夜不默仰契玄象俯協漏刻應更長鳴豪分不忒雖挈壺著稱未足比德斯又爾之智也青背絳身長頭廣額脩尾後垂巨耳雙磔斯又爾之形也嘉

麥既熟實須精麵負磨迴衡迅若轉電惠
我衆庶神祇獲蓐斯又爾之能也是用遣
中大夫向丘驃如爾使衛勒大鴻臚斑脚
大將軍宮亭侯以湯沐之戶江江列之戶
陵吳國之桐戶合浦之朱戶封爾為戶山
公ト
一

○評ニ云文ヲ案の事文ヲ聚ル云ク標題の八字も
ヲ冠テ以テ也ヲ云ハレ俳諧の道といふへ史記滑稽傳
ヲ云ふとあけてれ内の六藝とひきあるを儆中いひ
解紛とつてた史云ふ贊詞ヲ優旃ヲ談笑ヲ言

詼のあるをいとなく優孟ヲ諷諫ヲ勸懲の用をあ
ゝをく姚察ヲ評林ヲも滑稽意猶俳諧といふれて
俳諧ゝ誹諧ヲの俳国の字論をのるれしかく俳諧
の文ゝあるをもて馬ヲ官祿をあゝ和仗とおなり
使奉の行特にとなく言ふすいうを言葉の遊ヲて
漢ヲを文と始ゝやいむおるを賀小の金城ヲ
なふゝ以曲ヲ俳士ありてさきく生文を字ヲ
我文撰の選場ヲおゝれもゝいも家の秘密の抜ヲ
蒼鬣公の九錫とたゝてこに和漢の文對ヲあゝ
古今に俳諧の名とたゝもるのゝ文章ヲ虛實
の鑑ヲんゝ逸書ヲおゝるの方のゝかりてきゝね
事文まに聚ヲ林羅山の點ヲてかのもに注解ヲと

ちれい漢音に通せさる我家の法をまもらんあるとき
ひ賀茂江仲の弋ありしに漢に俳諧の風言やん
る訓釈をいさ拙者の所法あんにはるくらもやね節
ある命をもて

蒼鬚公九錦俳諧文　　卉谷連

むし▲黄帝の時に蒼頡に作れる竹方本の
ふるとたくらかあり梅樹の色にそなへて菊葉の
香をかくしたるもの梅あれしに十八公也
名位を得ていたものの☆百本をそれらへかより
法の位ありもやくち▲秦王の時の竹に一もの面

のあいにくくそなへたるもの法を梅にひみてをしとかく
い流をもはかりけるも▲衛士の又あるを貴もおれいたを
の杖にとりもものひたをらをの所衣もきへたれへ
もものの法爵にありて杖を史の名をそれより
下歳年もは時にもかりて素袍に厚帽の威儀
とたくらふこを名い杖のをあれちり失をて法のこをれ
幸あるもやにて我名ねのいすりて君の祢のひの幸に
にひりれく女位更衣のをーらひより年も姫杖の名
てのやりて☆所位をのようりに法をもれい唐時の杖へ
ひとり秦とうみ貫祇の杖も頻杖にかくもおて世と

教ゆるゝ事なれば、其言葉に、此風ぢやぢやと、扇と姥
との話をとられあとも、武家武家と例いふようて
田舎くさい矢面あり、大ユ左宮の家くさい方氏れ
と貴殿て、今と祝言の才一丁訳へとけ不ほ所は
ちゆうらうて、皆さく、汝の事ちゆもやたくて和漢の
話を言ふたれかく文章に名と仕よちう命し、実に
三秋の名ときき、金城の松苍臺に一株九曲の松あり
ち枝を張の中よ、稚くて、此枝を虎の風をうい
一国せ双の木ちらして、享保のこと、世の明の日
天帝の命ありて、蒼髯公の名とかよもりの家の

宿福七得の松を作れの地ふ、おはなをまゝ姫の
詞あれいふを、ちなのれ、ちとくを、ふ仲此
ひさしかく、小近くを今の世の松をいくらにもて
世京のむやとなて、松もはくまもりて九鉢の恩
とおれさんと毛こたおいて、柳子門のまふ、新名連
うけのくて、馬と松との他諸、和漢のあつられある
と仕得文、新して、かもむ者則天楼かくとこたて
九得の次第をかやて、車馬二つを衣服むり、所
の注ぬこまを馬、車に合のことひて、鍾の髯
然ともおいとまくを老松の髯とくまつりてあれ

のみとりと称さんや色白のたちあらんかを
長生といふとかいふれこと虎賁を海の面にあまた
殺するには庸とりてそを得よ紙帝とはえをうる紙
の紙をもれば月を巻を掃地とおこうをもて木片の塵と
きをむしへ四つを糸器を海のあかう巻をを毀め
れをもいたりをもを吉し海てをとるを光のの尾り
とをうをを琴のをもの風やうれ五尾の穂とをく
へをを五をを納階といふ六戸とをけり杉巻
基の結搗あをを四とをのをんをとをを七をを矢を
今の用をあをををあの杉のををあれを作をを部

の矢を張の面のあへ藤蘆南天の実と
かをををををををひををるかをををへ八を鉄鉞を海の
鍛あれい珍あるに木鎖をををを海の風を面樹の海を
いをををはれを男ありををををを九を稚幽をを上代
の小紋字をて天帝ををををををををををををををの
ををををてをあれに珍あるを鞦韆ををて副葉を
はををを鞦韆を木鎖をかをへ拂を木片の杉をあへ
て温鉄あけの紙のををく火撥鞭打の容を作をを
和漢の杉虎を芳作ををを七ををの風紙ををあをを
を杉作の寿石を作をり和を紙作の実を作をを

海の客北山類に云くこれ海の鬚の美なるものなり一説に
の色海さりて行くに此の名とはなり△梅も天徳の
位とたちて△て位者の字あるにも拘て安位の名よ
ばれてくれの字盤のもとにかきしに誤りて
の清稽とて馬に無相の相とよまれ言はやまと
の俗説とて△れて有相の相とよみる假名と真名
とに通用とせしかの位者
北れのむしらに乗て我とかりあるもちいに越
の事も本も我が日記の風説とて海の
と称してさいしく△俗説と海の位名しりおく

かん蒼との鬚とさてあるとて弘このあと
をよりけり

○註曰△文選冊類に魏公九錫文あり潘元茂作なり其註に
諸侯有徳天子錫之一錫車馬云云九錫の名八今の文に
あり冊八命に諸侯に符せりとあり八帝詔王令の類ト知キナリ
△淮南子に蒼頡始視鳥跡之文を造書契云云黄帝時
ナリトソ▲呉志に丁固夢松謂人曰松十八公也後十八歳吾
其厚公云云按スルに此云子八錫文の用ナル故に別夏ヲ合セ
テ黄帝ノ命ト成セルカ又ハ俗諸文トムテ富言ヲ絶断
ト称スキナリ又高砂訳に中すに松を王とすることを
十八公のよせとあり梅又に一説に八松の祝言ヲ趣向
ト成セルハ其訳ノ詞ヲ摘テ綴テ十品ノ義入リ逆二三年ル

ニ及ス勝ノ相敘ノ下ニ知ヘシ　▲史記ニ秦始皇ノ將場ニテ
雨ヲ松陰ニ避テ大夫官ヲ賜フ古文ニアリ○古今集ニ
みちくるせるやもゝ千の木の下ゆくあめもたまらぬ
▲夜れく　仲ニ衛士又五郎カキ覆ノ夜アリ　近擬ノ下ニ見合
スヘシ　接スルニ此一段ハ一篇中ノ名文ニシテ松ニ官爵ノ用
ナカラン事ヲ日本ト日本ノ智惠ヲ競ヘタルハ錫文ニ和漢ノ詩アリ
テ一ウナ一言ニ俳諧ヲ失ハス此等ヲ虛實ノ虛實トステ
文ニハ身亂ノ絶妙ト称スヘシ△古今序ニ松の葉ふのちり
ちりとなりて宮ゆくゝ作りてとあり　接スルニ徵章
ト思ヒ懸又仕合ヲ云テ徵松葉ノ諧語ニヤ然ニ此段ノ
万歳樂ハ歸敕モナキ富語ナレト松太夫トモ鶴太夫トモ大夫ノ
二字ノ繫キト知ヘシ　○忠見事ニ子ハ[illegible]

のあり[illegible]　△花双帝ニ如ス編
いんのいとなりのこゝいて蜘蛛とはなりて○仲宮歌ニ
あちこちわこれてなりのタもくまれたれこそ松とやあるから
もあり　○意顧ニ我思を松とはなの浦ゝ[illegible]
ゝ東ゝ風さくあり　△松苍基ハ賀ノ金城ニ在リテ
風曲亭ノ別號ナリ支那僧高泉ノ筆ニシテ額ニハ松苍
室トアリトソ●庫文類聚松詩ニ風韻嗖々トシテ遠更清ニ
蒼髯瘦甲逕耳ニ亭ハ○詞花集ニ[illegible]
かゝくさかりしはもむかしの松　△[illegible]
をのこむかしのこゝろ　△者ハ別トハ
大和ノ返詞ナリ然ハヲ古訓ニ[illegible]ハト有トシテ[illegible]ハト訓スヘシ
ペハテノ歸詞ニテ左樣ニ而ニ在則ト語ヲ駐テ次ヲ稽ニ故ナリ

ト大和詞ノ後鄙ニ註セリ ▲卧竜ノ臣トハ孔明ナリ 蜀志
作度日孔明卧竜也先主之往乃見云云車馬ハ之請ノ尊
敬ナリ〻鐘山鶴ト云ハ周顒ノ偽隠ヲ云リ北山移文ニ書帳
空ニシテ夜鶴怨ムト云ヘリ或ハ蕭来嬪ヲ杜ニ妾秉ロトアリ按スルニ此一
章ニ竜ト云〻鶴ト云ル總テハ松ノ緑語ニシテ故支ヲ摘ミ古語
ヲ採ル時ハ此等ノ識入ヲ鑑トスベシ ●松ノ蒼翳ハ例ノ官名
ナルヲ風梳ニ新柳鬢ヲ云ル都良香ノ詩勢ヲ含ルニヤ
蒼ト緑トノ互照ヲ見ルベシ ○時雨ノ松ハ上前ニ出タリ ○遍照
歌ニ世とゝもに苔のころもをうちしきていはまくらとは
ゝ〻ぬ事を思ひ接スルニ此二錫ハ孔明ト周顒トニ渓家ニ恩顧ノ
故支ヲ摘ミ意頷ト云ル昭ト云ニ倭朝ニ艶色ノ古歌ヲ採リ
テ支ニ和渓ノ文對ヲ將来ノ詞ノ裁断ハ例ノ言ハス此等ヲ

錯綜ノ絶妙ト称スベシ ○舞陵ニ至テ五柞ノ松
風かゝるあとをうしなふ〻ものかな ●史記本紀ニ
舞陵ニ五柞琴ヲ歌ヒ南風薰ヲ解ニ吾民之慍ヲ云ル接スル
ニ此一章ハ松ニ楽器ノ自在ナル松籬ノ寄ハ更ニシテ琴ニ詩歌ノ
和渓ヲ對セル此等ヲ雖ト関ノ絶妙ト称スベシ ●八仙詩ニ第之
潭酒義サ年皎如玉樹臨風前ニ云接スルニ此一章ハ植木屋
ノ松ノ起語ニシテ粉黛ノ姿ヲ作サルトヨリ 〻文選ニ曰九錫ノ
称竜一白珪瑁副璽云ヘリ接スルニ此章ハ八錫ニ佛諸ヲ
書尽シテ多ニ称竜一白ト八音訓トモニ讀ミ難キヲ強
博学ノ媚ヲ飾ラス日本ノ佛諸師ハ讀メヌトテ副璽ノ二
字ヲ渓文ニ假テ九錫ノ角ヲ合セタル実ハ央中ニ刀ヲ含テ
文ニハ陰見ノ絶妙ト称スベシ ○宗于ノ云常盤ちる松の

みどりも替らぬ常盤の色を守るなるべし△晋ノ王子猷之
愛シテ竹ヲ曰一日モ無ニ此君ニ耶ト云々△梅ヲ天職ト云ハ歌舞地ノ優
言ナリ然ルハ太夫ヲ松ト云イ天神ヲ梅ト云ヘル定又ニハ松竹
梅ノ寓ニシテ此等ヲ十分ノ誹諧ト云ハン△難波物語にて
すみよしの浦ならねども松ありし△松老甚基ハ金城戍度安江
町ノ西ニアリ○能宣ノ哥ニちとせまでかぎれる松もけふよりは
君にひかれてよろづ代や経ん　△馬ニ無ノ桐トハ衣冠ヲ
云ヘシ△松ニ有情トハ夫婦ヲ云ヘルニ畢竟ハ有無ト姿情トニ
文字ノ喚響ノ自在ナル言ハ互照ノ絶妙ト称スヘシ●白楽天ノ
訊ニ明神ト楽天ト詩歌ノ争アリテ竟ニ和漢ノ勝者ヲ
結語セリ詩哥ハ例ノ全ルニ及ハス○田村ノ訊ニ草も木も我
おほ君の國なれはいつれか鬼のすみかなるらん△風雅ノ躰

ト云イ俳諧ノ名トミヘルニ條ノ法ハ前ニ出タリ也按スルニ此ニ句ハ
五常ノ惣結ニシテ汝ノ躰ニハ其風ヲ含ミ汝ノ名トハ其骸骨ニ
寓セテ虚誕ノ中ニ宗法ヲ忘サル増テ蕃ミ訊ミノ一對ニ
詭異ヲ尽シ祝言ヲ調フ誠ニ俳文ノ鑑ト云ヘキナリ
○譲云ひとみち全く俳諧にして文も格も清え貌も魏云
の九腸かなしつるや忘られは俳諧の文とはならてる哉
ともかくもわが人と汚して托物比興の情と深くしては
しかしは諷諫の用と素りてこそ談笑の遊とすすれは
はとりてあそふ事とありて世はふ檀林の種にまきし
詩書礼楽の名をまつひ六藝の糟粕をあまふみて
文史百家の名とさえのこしなりて史記の作文は又段
と替へとも気へ合せ誹諧の新衣をまとふて其のつとむ

俳諧の歴史ちらと申かけ今の二句の中に宗長俳
諧合連句文と俳諧の歴史とを兼て和漢の脈絡
とゝんまをはれと表俳を博学と詩のうて張事を
ゝ耳にたとく用ちれ文ましかはられと所名を例の
事の語をとりて古事まこゝろをくんとおくさもれてうと
大和めかちゝやいかむせれたゆ九湯とあてに
和歌のうを此言訓とはうさて論語の不知と不知
をとゝをたんと俳諧のこゝをとゝて漢土の
文人と蕉殺一近くて俳国の学者と青俳を
況やゝ俳の作をゝ九湯の学花をうる
をゝ人和の歴史とゝ〳〵をゝ一句の結設も
これありて一部の結文をにあれい例の談笑を

ゝ例の諷諫ゝ用をゝ一ちゝゝ今此
二句とて道ゝ俳諧の用ゝ用ゝをうゝ文ゝ文孫
のあるひちゝとをうゝ命一ちて孫枝下の和名ゝ所名連
をゝ蓮二の陪俗ゝ仏ゝ字の説文ゝ北百舟惣名
せゝ二連をゝ代の歌名ちゝ合をゝ蓮の一字
をゝをゝる仏ゝ世ゝ字謎ゝて官名ゝ教名
の用をゝれゝ

花制札　　源義経

花江南不知　一枝於折盗　葉
看任天永紅葉　例代一枝名前

一指ノ右也

寿永元年二月日

○源氏制札ヲ世ニ多クアリテ或ハ須磨ノ不採
ヨリ兵庫ノ名所記ニモ記シ江南ノ不採也
トアリテ不審ノ子細アリ或ハ弘安ノ節ノ
新渡ノ別當源ノ制札ト云ヘリ弁ニ
節ヲ云ヘリ　江南梅花折ニ一枝ノ者可處厳科
右也トオ詠ニ入ル義アリテ花ヲ折ル心ヲクヒ
不折アリ強キ又ヲ云ヘリ　江南梅花
折ニ一枝ニ可切ニ一指ノ右也云々

の制札ヲ次ヒ[illegible]ヲ抜ク江南の法あれいつれ
後鄙あり[illegible]或ハ天平紅葉ノ例モ代ノ此制
のゆたあり[illegible]又後鄙あり[illegible]ハ尽の称ヲ
所ヲ弁ヲ例の武蔵ノ[illegible]ノ[illegible]
ちと一枝ノ一指のあやと[illegible]ノ制札ノ義と
文章の優ノ[illegible]文武の合あるすとをる

拯樂寺教　並發句　是佛房

紀ノ[illegible]ノ是佛房ノ[illegible]
の中に拯手とつよ[illegible]
純子のひろ[illegible]

のちのひの菓子にもたれ、ちかく彌陀佛と
いつるあるーいろて雲のうへにあれを一日の
法華のあひだ、ひとへに遠辛所のたまたまに
ちかくゆきて越ねの國主の庫に物しき
世界のかりうをあらそひて、かくれたる地獄
をかくと極楽をあらはすとおなじくこれ一蓮拓生の
ことをもて、をこなひ、ちかくは花坊とかたるーたのみ人を
極楽の陸地とする一一放逸懈怠堅し優婆塞戒経に一
弥陀佛のみなとはこれ虫なり如来とかくのたまへと
吹きこひ菓子の花落るとなきたれ諸佛一言に

唱ひて天龍も夜叉も服のはとをうんつて今時の乗佛
いとくて起て四衆を作樽とまたれ高僧とも高座
もおく僧と猟所の猟とをかたらひ小鯛をかいつて少に
ちーいろをあの作の作て楽くこ生涯のたのしみ
こ法てをこはちの貪地ふうこれ森和遊のあ糸埜
ちんて東花坊四あらをあーー我こ新深
出家時の間と信特ーてくをこ分のたのたてこれ
いをこ事をこ祈とひくき端を僧へこてしかりをむ
校子拍わ事をちをこをこ友をたくこのこまてある
面ーをこくこはをの祈りひをやをく蓮の系一をこいを

父母とむつまじかるべきのうるはしきことを極楽の信
心をなすべしとて灯籠のもとにて一句ありけり
今とすべきの極楽なるとかたりけれ新地はたかるの
と思れて弥勒の心なるべきなるべし月次の俳諧
とうるはしくして作樓のかれ和合して合せて弘法
名利とうるはしきまの所をとかるるべきなり

四季花鳥

梅　　宗佛房

梅のもとにうるはしやちるひとの聖柳

算　　貫仙

算るや常衣うるはしくして極楽寺

梅　　佐巴

七賀の招宴をうるはしくして敬

ける　　左明

乗佛もうるはしくゆきやうにおそ

橘　　盤泉

きちの花の抹香をうるはしく　起佛

蝙蝠　　許冊

かりそめにもあるべきあるべき天井

桂花　石人

ありがたや寺々かたがたのおもの作

雁　胡仙

俳たゝてのそらやそらもち汁

菓　里風

湖水をそゝまや菓の極秀る

年籠　李卜

みてさゝみうとゝなつて十万里

雪花　高角

後々弥陀のもゝ柄や雪のそれ

天人　陸夜

極楽を四幕年籠して蝶もゐ

○陳云此教を全く誤解してゐる誤解なる

なれば陳云の言葉を七縦八横の曲の節

とをくをり句作の法を称して（きくを）延作房

いはゆる陰陽をうつして初めて句作家の要法なり

○書状類

年始状　左衛門尉

春始の状向寺元祝申作年富寺戸福牧

幸甚々々抑歳始朝拝者以朔日元三之次第
申之処被催人々子日遊之所思趣引
私谷鶯忘檐花花蝶遊月影頼被下
候且将又楊弓花小弓勝負笠懸小串草鹿
無物遊之九手夾八的等曲節近日打続
張受之尋常射手能拔逞者出之有法證実
黒白立給者本望也心事能尽筆為期参会
之次未不能寓毫謹言

○評云此状は庭訓往来にも出て世上に流布あれと
大和言葉を文字に附たる也此先難まるを一き也

或云仮字にてかきしと和訓の文章を或は思ひ良
とかきて又漢文の仮言とかくむしきれなき庭訓
書は漢土の助語とあつかふれは実に例のある和詞
とありて和漢の両用と通じむかしより是れ学ひて文操
の中擬ちうをよむかりける書の優長にて海洛と
唐土の経とらへ漢字とも和の経とて助語辞と
を此段と此通用は毎書の設にある也

遺注五郎書　　楠正成

此度住吉人に召下了非可奏我未宮叙朝近て尊勢
頼貴人殿成もく若共以御座にお出あるを

西童ハ文て郡遊んて勤学せす惰怠成ものハ後
我ぶん中西社寺や作評言
なをしはるて猶一足にかなき立ち祝ふ
なかりしハあさかなること歸してハ
○漢の馬援書を建武二年五月九日て溪川より欽郷ていふ
おくれりし命の篇を執の子ともに思ふの
常なり給係窮の丁子と得を論語て視覩察
の用のことなるを一言以雷復ふるる老詩の人とたくさ
はんやそとりてことを謀る文武の軍師ふして
生前を張良が智勇とありし死れん孔明が
韜略とのことを学ぶ世に二の武術と称て一

配取返状

沢庵和尚

いでたの國北配所を明二その年北の身し
北にあらさへ秋のあはれを此須磨
あはれはちからる浦のうら波
あれてもつらき北節を行て北
あつてあひみむすそのここを
ねのきをやはらしまけいにも又秋をかちかちれ
おかし行きなり節のあはれハあけてあいて新しも
そらて石も世の中に人をの容をましへうとあかれ

急ぎとちて参らるゝかくれあらせて次て見えとはあるへけ
むとみつゝえ也しれゝしめしさも给ふやうしきくや
宗願ちかをあけまて

八月十三日　石

猶云此返状をとの代語おう候て参りの使者に
あらしお示あり作れは和而そやるすおりして
出羽国に配られ給ひしうちに沢田の示あり
宗願の二子に配不死情悱ありて当時の人を悩殺
さしつる

遺書　熊谷入道

一　先祖相傳所領安堵御判七通、保元之年以来至建久年中、軍忠御感状九通有之事

一　對主君不可成逆儀事　并二　武道可守之事

一　上人御自筆御理書　并二　迎接曼陀羅可成信心事

右之箇條ハ至子々孫々能々可令存知旨、其外ハ依其身器量可覚悟者也
仍置状如件

○信長公書を子息お次郎の遺訓せられを殷の
三要ちり中一を家名の中孫とはゝ中二を弟信の
美濃守をしへ中三ことを人間の世常とおもひて信長の智あり
にありて勇気を削のふるゝて次や信の子と
もて又常の釣船おきるをやおれいを不のろぼと
おそれをのをの死花芳号をうゝ一そを信長
満之脇の今を言ゝ一て死なの沈ひといまちをうゝ
物の機要をはゝをいを子一六文の遺誡とゝ一

馬冑文

荒木山城守

熊中入候近日西国可令下向候拙子

物共色々可仕調置候聊無御引新
頼入候恐惶謹言

天正三年八月日

阿弥陀殿
参

○信長公作の馬冑の成ることは天正の比の西国将ちり
ちるに此馬冑を白絹の四半ちる拙子朱をもて中文
と書ちるをもちて今の冑の体ちるあい使ひ中質乃
文字かちて聊野ちるゝ似ちれども西方の事ちるに
もて文の模様ちる剣戦の中にあるゝふゝ裏の花ゝ
出ちるわりゝ拙ちるや中ちれちを他借の所擔人みて
中文摂ゝ名を他ちるあ

申二石谷十蔵一状　　板倉内膳正

去年、そえれ石谷に白地一張、烏帽子、そ張、
今年今ハ石谷に緋糸、そ地一緋甲、そ張一
一首有の氣、後世に武将共、高き戦死、中候何事
賛行、世間、今更候可祝

四月朔日

○後、云はれを聞くあるて、東書西史、書伝くれい
文の長短もかちくして、或と一首有氣の言と
ふるまくて事、歌と載をうしはりされと、時

言をうをうを捨て戦死、文をを学ばんを、忠義の武士
を忠義と比べて、中をを文武の大将と称をに
を軍を賞永十又年、うして、ををを唐頭の四月
とをを、中月の指物をちをを、板倉伊
て内膳正を任をを、石谷を重昌と云をを

招隠文　　東花坊

むし▲周顒を鐘山にかくれて名利を神のごく
とおもうて、うの心を、隠居をを陽にあををを、神も
をを仰をを、をを風雅を人の中、うりとかをを

ちかい人月なき山の奥に△鶯ともなれは猿のなくされ
むかし高なは市中の大隠なりとあるも是れは此人
は操の仔舟に乗りて名をし荘子の夢とかはる命
歸禰の中にひとくなれるもの天府蹴鞠の遊とさへ
独て茶や香の風流とはくて●文明の貴人今此かきり
あるはんにそ●朱儒衣か相比羽毛のかなしとあきらはくて
世をあくるなりと出は入りむやとちよとちかうのかくてとらん
とかもそり来かまたあさきりかくて紀の
仔なりけ。みえる此月のありとのこ宵て敷はなりて
と信ころりか梅の香の春とおりへはれなふし廉の秋

まゝうれまて深誠の香ことは△暁のうれを得て治の
時となるらん。むかしの方をさらに△浦路の子此役なくても
世にあれはやとんは云ふくもおしはてらは紀の世々る
まかれし△表事のこみちも踏かへてしも。これは浮世
の心地なかり△東雲の遠人ともなひされは△常郭の
隠士ともこそやかまて今うさく淡は逢ふあり市
に隠者の跡をもあはれるそとし東海を見てまうけれ
家に△六玉川の画賛をあつむるにその一趣を寄人の
風流よりたその一趣を俳諧の撰として仁くもすなはちて
三十余章とうへや其中をあけられ小調なりなく

あるとき風呂の地とそこのあるとき風呂の傍にまれ
てまたろうの世と信ぜられとも▲壺ぶら市の庭あるい
▲支道ら山と宮あるとき伝ぜられて下ともの高秋と
ちろうにみそらのあるかくしあんらうとたの弟
のとそやらあんとかとそこ一坂のきとときこれは
市と記とたくりて▲白鷺の三ときと記きて五湖の
法風もこれのの月も法うとも松の清く深い
▲猫猫のお世界ちらもきらと年とと信ぶして
あるらうれゆあ角とゆるけかとと角の道お
ともとうれて。いあは言葉のとちらとちらの言のと

いもおもと一羽と一鶴の不常とうりとんはとよこうの
法師ら風士とかれきとおかうして十二神将も擁護
とうるるの弟宮のもとと車のとちらとちらの光叡の
見と馬のひつめとくとくの利の塵とはらうとと
加と地の結うあり▲坊かの前駐とかちらの一
こうも白鷺の一ときと移して▲作の桜のあるある巻の
トうと信むかれとはもら僧人のあとともおうと年
ぶ中法うとうとうと角て法世の法の風も吹あ角
長安の市中と角▲とぬとこと▲白鷺のあいふく
ちらはちと

○註ニ曰△招隠ノ二字ハ諸書ニ出テ詩ニモ文ニモ有リ隠倫ヲ
招請シテ我友ト成スノ謂ナリ ▲周顒カ偽隠ノ変ハ北山ノ
移文ニアリ前ニ出タリ撰スルニ此一篇ハ總テ移文ヲ飜轉
セリ其文ノ下ニ互見スヘシ△夜鶴トモ暁猿トモ倒ニ移文ノ
裁入ナリ ●文明カ病中ニ遣ルノ妓ヲ詩ニ黄金用尽シテ教ユ歌舞ヲ
留与他人ニ樂シム少年ヲ ●朱褒カ悼ム亡妓ヲ詩ニ昨日施シテ僧ニ裙
帯上断膓ノ猶繫ク琵琶ノ絃ヲ撰スルニ此一對ハ白鶴子カ荘
年ノ比ニ朱褒カ如キ遊女ヲ失テ浮世ノ縁識ヲ見果シヨリ
分テ隠者ト成レルニヤ二詩ノ取合ヲ称スヘキナリ ○兼好ニ
あるとしくるゝ人をまつれて身のみやこそらにちらぬなかめ
の月 ▲雪ニ暁ノ舟トハ載逵カ故事ナリ前ニアリ○俊成ニ
むかしおもふ草のいほりのよるの雨になみたなそへそ山

ほとゝきす ▲浦嶋カ七世ノ孫ニ逢スル事ハ万葉第九ノ長歌ニアリ○客来
ル事繁シ △漢書李廣傳ニ桃李不言下自成蹊 ○兼好カ
哥ニ えしかく浮世のさかりよそにまつ北のるて
ちられ ▲東晋モ南郭モ移文ニアリ其下ニ互見スヘシ
△六玉川ハ六所ノ名跡ナリ歌ハ挙ルニ及ハス撰スルニ此盃臺ハ和歌
ハ當時ノ名匠ヲ擬シ俳諧ハ東洛ノ文人ヲ聚テ三幅一對ノ
美色物ト成セリ誠ニ家珍トモ云ヘキナリ ▲神仙傳ニ有テ老翁
賣テ薬ヲ懸ク一壺ヲ於肆頭ニ及市ノ罷ルニ跳リ入ル壺中ニ云々壺公ハ費長
房カ師ナリトソ ▲梁ノ高僧傳ニ支遁買テ山ヲ欲隠レント潜曰欲巣未
聞巣由買テ山而隠ト ▲白鶴堂記ハ文鑑ニ出テ實ハ
絳帳ノ寓言ニテ文ハ長明カ方丈記ニ據レリトソ△源中須广巻ニ
ほそりしにちかくる人かしてもあり△瑠璃界ハ某師経ニ云ル

東方ノ浄瑠璃世界ヨリ梅スルニ白鶴ノ一段ハ五湖ニ江ノ廣ハ莫
ナル清風明月ノ皎潔タル花ノ子ニ紈帳ノ面影ヲ写シ瑠璃
ノ二字ニ紈帳ノ玲瓏ヲ含メル橘語採文ノ自在ヨリ出ル筆ヲ
謎文ノ絶妙ト称スベシ　○行年ハ三十ニシテ亡レ給ヒ
ヌルトカヤ　○梅スルニ出ル段ハ鳥花ヨリ
因幡業所（今ノ出居ヲ移セルニ業所ハ瑠璃界ノ起結十ノ
稲葉ノ亭ト因幡ノ松トニ二首ノ古歌ヲ橘入タル起結斷續ハ
例ノ言ハス法ニハ領詞ノ絶妙ト称スベシ▲万姓統譜趙清献公
初任成都ニ携ヘ一琴一鶴以行云々家越ニ道具ノ十キ喻ナリ
△愛宕ノ雲モ殿ノ嵐モ徳ヲ移文ノ取意ニシテ神力ノ奇特
ヲ云ヘリ●杜律胡馬詩風入四蹄輕▲増賀ノ前駈空鮭
ノ誠諧アリ本朝高僧傳ニ未ナシ　△隠士傳ニ竹林ノ七賢

アリ細琴ニ及ハスニ句ハ数下ト云ヘ各ノ都ニ住ニ数十キ
所ナレト竹林ノ風流ヲ添タリ然モ賢人ノ踵ヲ追ハスト例ニ其ハ
踵ヲ所トセストヽ云ヘル他文ノ意地ニシテ竹ト数トノ領詞ハ言ハス
筆力ニ換骨ノ絶妙ト称スベシ　○豪好ニ世ノ中ヲ
くゝ過ヲ云ヘルヲ世ノ中ヲくゝ過ヲ云ヘルハ風ノ
情謂ノ閑学ニ少年ヲ●千家詩ニ
踏閑叩我ニ云ヘ
○便ニ云ヘル筆ヲ結ヒ北山移文ヲ敵ニシテ市中ニ大隠ノ実
録トスベシ　○まれ〳〵ハ偏ノ間ヲ元ニ間ノ故実ヲ古語ト
ヨミ〳〵ハ一子ヲ子文ノ間ヲ前ヲ前ヲ前ヲ後ト
おこせる一的一中ノ用ヲ称ヲ所ヲ文章ノ例ノ裁断
ありてこれを所子ノ用ヲ用ヲ用ヲ

答五老井状

蓮二房

久敷打絶御病氣如何心元存候不審共逐一令承知候此
到来撰集之御手紙有雲鈴八菊杯綾之物貴意候由病中之
御器量尚以不整健之設悦入候来然集
出板之後送旨奉祈御存命候則然度達候
然申候調選文選之意趣乃旨就風俗文選
之中而再選申度事四五世事才一者我家之
文章悉可有虚実之認事才二者假名之

叶韻卿可有以五横之違事才三者和訓之文法
右可有詰路之捐子事其次者有假名真名
之配事其次者有標題之取捨事右之五條
者於五老井貴先師相談之時尚之被
成合璧臆出板之節文章手弱所聞以外不慨
武士之撰鋒也如本御直候而先師在京之比
也則校合麼隱可申旨從井筒屋内意有之
與或左有事者有不抱世間之評判不取愚人
於相手與者適作五老之家風此美者貴遺舊門
之法式則某所如御諸涅槃経北所如南無

佛諾躰似一花之散間數手花許拉和漢之
学者而唯可恐者言語之虛實也乎譬則如
文選之直言傳坐斷天下之舌頭共自慢者
宗々之建立而釈迦副有唯我独尊之讃別
数不成兼好法師麼有七以之自讃以共自
以人不慢尤有虛実無虛実之跡故也然摩其
傳示而挙四季之發句而所刺給自慢之釘假令
其句故光明共人情之抵者此実也乎尤在那卅霞
焼給本佛麼罪科當陛主之身而仰之一字歟
認其実麼佛諾之二字歟認此実麼何欲者

可分其罪帛矣佛諾者好不忘談笑之用言語
敢者可越松坂嶋所右之條々者先師之遺命而
答御帝面大肯也將又我黨之所業者爲尊老
之文章二之篇而此度成文盛之飾別文選之各
者成紙上之戯論而文章之交情者可傳百世
摩哉宛四貝不成風雲之術法爰添給謝公
之筆力則選場之大幸何事如之矣此故封此
快而祖翁之悔予羽林災香而董誦再之而申遣
候貴報者例之奉待柳後園候

多罪々々誠恐頓首

○俗云ふ伏屋文の作れかゝ和漢の通用とかをるかこゝ五錦といひて例に和漢の通用とかをるかこゝ五錦といひ翰墨全書しるすそれゝの當用ならんかいまゝ我ゐるの子石達て論語ゝ庭訓ゝ庭訓ゝ
ゝ通ゝこれゝの日用とそひたんやおもはるのおこゝ
ゝて文寶永の中比かん選文選の比早ゝ作ゝで
ゝ作と許ゝし贈答の論あゝゝ
ゝゝゝゝゝて寶永の年卯ゝ世とゝりのゝをゝ人
ゝに遺命とゝゝとゝゝ書とゝ又ゝ井ゝ再版て
市名文鑑の一部ゝゝとゝふゝるゝ正徳ゝ末の
秋ゝゝゝゝゝ